

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成27年3月25日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 1302会議室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 澤田委員 立石委員 浪本委員

実施機関 熊本県総務部市町村行政課 瀧上課長補佐 小川主事

同 健康福祉部健康づくり推進課 山形参事

事務局 県政情報文書課 本田課長 新納審議員 永田主幹 山富主事

情報企画課 島田情報企画監 有働主任主事

※ 熊本日日新聞社の取材あり（途中退席）

4 議事等

（1）前回議事録の確定

（2）報告事項（熊本県地域がん登録事業について）

（3）条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い  
についての意見の聴取

（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）

5 審議内容

会 長 それでは、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次のとおり予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

一点目に、前回議事録の確定。

二点目に、報告事項として、熊本県地域がん登録事業について。

三点目に、条例第35条第2項第2号に規定する特定個人情報保護評価に係る評価書に意見を述べる事項として、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」について、審議を予定しております。以上でございます。

会 長 その他、事務局から何かございますか。

事務局 配布資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

【（1）前回議事録の確定】

会 長            それでは、議事に移ります。  
                  まず、前回の審議会の議事録について、事務局から説明をお願いします。

事務局            事前に委員の皆様にご覧いただき、御意見を伺ったところ、内容については特  
段御意見をいただいておりますが、表現について、ですます調にできないかという御  
意見を受け、修正をしております。変更点は以上でございます。

会 長            今の説明を受けて、この案のとおりでよろしいでしょうか。

事務局            （意見等なし）

会 長            それでは、この内容で議事録を確定いたします。

**【（２）報告事項（熊本県地域がん登録事業について）】**

会 長            続きまして、熊本県地域がん登録事業に係る報告事項について、実施機関から説明を  
お願いします。

健康づくり推進課    熊本県地域がん登録事業につきまして、事業内容の変更がございましたので、御報告  
させていただきます。  
                  〈資料１により説明〉

会 長            ただ今の実施機関からの報告を受け、何か御意見、御質問等ございますか。

澤田委員            まず、地域がん登録事業について、県が行っていた部分を、継続性の観点等から、医  
師等専門家のいる総合保健センターに委託するという理解でよろしいですか。

健康づくり推進課    そうでございます。

澤田委員            それ以外に、国のデータベースにがん情報を提供することもあるようですが、この提  
供はどこが行うこととなるのでしょうか。

健康づくり推進課    国のデータベースの稼働については、平成２８年１月からの稼働となりますが、委託  
先から提供することとなります。詳細については、これから決まるところでございま  
す。

立石委員            県民に対する啓発とありますけれども、この啓発事業というのは、具体的にどのよう  
な形で県民に返ってくるものとなるのでしょうか。

健康づくり推進課    現在行っておりますのは、年度内に診断されたがん患者の情報をとりまとめ、報告書  
として公表しております。併せて、県のホームページにおいて地域がん登録事業という  
制度に関する周知を行っているところでございます。  
                  今後、法制化したことも含めて、検討を行っていきたいと考えております。

会 長            他に何かございますか。

各委員 (意見等なし)

会 長 それでは、実施機関の方は、退出されて結構です。

**【(3) 条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取】**

会 長 では、続きまして、前回審議会で審議継続となりました、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」について、審議を行いたいと思います。  
まず、資料3-1、これは前回審議会の資料でよろしいですか。

事務局 そうでございます。

会 長 では、前回資料3-1の14ページ、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について、まず実施機関から説明をお願いします。

市町村行政課 資料により御説明させていただきます。  
＜前回資料3-1の14Pにより説明＞

会 長 では、チェックリストを参考に記載内容について審議を行いたいと思いますが、まず事務局から、チェックリストについて説明をお願いします。

事務局 資料により御説明させていただきます。  
＜前回資料3-2の5ページにより説明＞

実施機関から説明のありました評価書に記載について、チェックリストを踏まえ、何か御意見、御質問等ございますか。

澤田委員 細目の24について、資料3-1によれば、対象者以外の情報の入手を防止する措置ということですが、そもそも都道府県の方で入手する情報については、市町村CSで更新されたものだけが送られてくるということで、それ以外の情報の入手は存在しないということよろしいですか。

市町村行政課 そうでございます。

澤田委員 ということは、市町村の窓口において、きちんと確認を行っていただかなければならないということですね。

市町村行政課 そうでございます。

澤田委員 都道府県が直接本人とやりとりをすることは全くない。

市町村行政課 そうでございます。

会 長 市町村の窓口での対応が一番重要であるということですね。

立石委員 窓口の担当の方の責任がとても大きいと感じますが、例えば、事実誤認があったとしたときに、その個人の方が確認する方法はありますか。自分が言ったことと違ったことが入力されてしまったというようなことを。

市町村行政課 本人確認情報の開示請求という制度がございます、開示することによって、自分の情報が正しく入力されているかということについて確認が可能となっております。

会 長 確認ができるのであれば、それを前提として、当然、訂正もできると。本人であれば。

市町村行政課 そうでございます。

浪本委員 それに関連するところですが、細目の27について、身分証明書の個人番号カード等とありますが、具体的にどのようなものがありますか。

市町村行政課 免許証のような、写真付きの身分証明書が該当します。通常は免許証が一番多いと考えられますが、住基カードやパスポート等も想定されます。

澤田委員 今までのお話を聞くと、県のサーバーにおいては、自動的に送られてきた情報が自動的に更新されるために、あまり操作者が介在することがなく、人為的なアクセスが行われることはないという形になるということですかね。

会 長 情報の受け渡しに介入することはないと。

市町村行政課 そうでございます。

会 長 では、評価書の当該記載項目については、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (意見等なし)

会 長 それでは、次の項目の審議に移ります。

市町村行政課 <前回資料3-1の15Pにより説明>

事務局 <前回資料3-2の6ページにより説明>

会 長 ただ今の説明を受けて、御質問等はございますか。

浪本委員 細目の38ですけれども、システムの操作ログを記録すると記載されておりますが、これを消去するということはあるのでしょうか。例えば、一定の期間が経過したものについては、順次消去していくというような、時期的なものは。

市町村行政課 現行システムが稼働している間は、削除しないこととしております。

澤田委員 同じく細目の38ですが、委託先の従業員が触る可能性というのもあるのですか。

市町村行政課      ございます。

澤田委員      特に誓約書の提出を求めているということはないのでしょうか。契約書上、特記事項等で担保しているからということですか。そのため、評価書においては特に記載していないと、そのような理解でよろしいでしょうか。

市町村行政課      そうでございます。

澤田委員      記載が必要なことではないのかもしれませんが、この事務に関与する職員の方々、委託先の従事者の方々には、このように操作ログが残っているというようなことをお知らせしておいた方がよいのではないかと思います。情報の共有という観点もありますし、不正使用等の予防的な観点からも意味があるのではないかと。

会 長      今回、細目39の記載で、管理権限を与えられた者とありますが、具体的に誰になるのですか。

市町村行政課      委託先において、特定個人情報を取り扱う方となります。

会 長      情報の複製は行えない仕組みというのは。

市町村行政課      システム上、ログインをする必要がございますので、一定の者にしか、その権限が与えられていないものとなります。

澤田委員      情報の複製というのは、つまりバックアップをとるということですか。

市町村行政課      そうでございます。

浪本委員      管理権限を与えられる者というのは、どのくらいの人数になるのですか。

市町村行政課      把握しておりません。

浪本委員      あまり多数ですと意味がなくなることになりますね。

会 長      今、浪本委員から御指摘のあった管理権限を与えられる者の人数については、ある程度限定的にする必要があるのではないかと思います。  
他に御意見等ございますか。

各委員      (意見等なし)

会 長      今の点を、意見として取り上げてはいかがでしょう。

各委員      (了承)

会 長      それでは、特定個人情報の使用に係るリスク対策については、意見を付した上で、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

会長 それでは引き続き、特定個人情報の委託に係るリスク対策について、説明をお願いします。

市町村行政課 <前回資料3-1の16Pにより説明>

事務局 <前回資料3-2の7Pにより説明>

会長 ただ今の説明を受けて、御質問等ございますか。

私の方から、細目の44に、必要に応じて調査することができると思いますが、必要に応じてとは具体的にどのような場合を想定しているのですか。

市町村行政課 特定個人情報の利用について、不正と思われるようなものが発見された場合を想定しております。

会長 その調査は抜き打ちですか。それとも、事前に連絡をして実施するような。

市町村行政課 ケースバイケースであると考えます。事前に連絡することによって、隠蔽が図られる可能性がある場合には、抜き打ちでの実施も考えられます。

浪本委員 細目の48に係る部分になると思いますが、その他のリスクということで、委託先や再委託先にデータを渡すことになると思いますが、そこが大規模なトラブルでデータ自体が失われてしまうという想定はされていますか。例えば、その施設が火災にあってしまうといったことが無いとは言えないと思うのですが。

市町村行政課 バックアップをとっておりますので、そちらで対応することになるかと思いますが、バックアップをどこに保管しているかということについては、確認をさせていただきたいと思います。

また、都道府県サーバーと全国サーバーの所在地は別となっております、基本的には、両方に同じ情報が入っております。現在、都道府県サーバーを集約しておりますが、全国サーバーとは100キロ以上離れた場所にあり、同時に災害等が起こる場所には置かないようになっているため、二つのサーバーが同時にダウンすることはまずありえないと考えます。

立石委員 委託、再委託があることは分かりましたが、再々委託ということもありえるのでしょうか。

市町村行政課 現状では再委託のみを行っているところでございます。今後、再々委託が行われる可能性はありますが、基本的には好ましくないことと考えており、再委託についても、県としては、契約時に必要最小限度とするように求めることとしております。

会長 委託先が再委託をしたいという場合には、事前に申出があって、その必要性等について、そちらでチェックできるようになっているのでしょうか。

市町村行政課 チェックをしております。再委託先が信用できるのかというところまで含めてこちらで見て、承認をしております。

会 長 では、ただいまの取扱いの委託につきましては、妥当ということでよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

会 長 では、引き続き特定個人情報の提供・移転について、説明をお願いします。

市町村行政課 <前回資料3-1の17Pにより説明>

事務局 <前回資料3-2の8Pにより説明>

会 長 ただいまの説明をうけて、御質問等ございますか。

澤田委員 細目の50番のところでございますけれども、参考資料ではマニュアルについて記載がされておりますが、熊本県では特段そういったものは作成していないのですか。

市町村行政課 関係規程に基づいて運用を行っているところでございます。本人確認情報に関する要項等がございますが、評価書にはその旨記載しておりません。

澤田委員 マニュアル等ではなく、規程を整備し、それに基づいて運用を行っているということですね。評価書には特段その旨記載してはいないけれども。

市町村行政課 そうでございます。

澤田委員 今の記載は「住基法及び番号法の規定により」となっておりますが、例えば、「住基法及び番号法及び内部規程により」というように記載されていてもよいのではと思います。せっかく定めておられるわけですから。そこはお任せいたしますけれども。

会 長 住基法と番号法以外にも、県として定めているものがあるのであれば、記載をしてはということですね。意見としてこれを取り上げましょうか。  
また、細目の52で、誤った情報の提供・移転については、システム上で担保されているため、そのようなリスクはないという記載であると思いますが、これは大丈夫でしょうか。誤った相手方に提供してしまうというようなことは。

市町村行政課 リスクはないものと認識しております。

会 長 他に御質問等よろしいですか。

各委員 (意見等なし)

会 長 それでは、特定個人情報の提供・移転については、先ほどの意見を付した上で、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員	(了承)
会 長	それでは引き続き、情報提供ネットワークシステムとの接続について、説明をお願いします。
市町村行政課	<前回資料3-1の18Pにより説明>
事務局	<前回資料3-2の9Pにより説明>
会 長	それでは引き続き、特定個人情報の保管・消去について、説明をお願いします。
市町村行政課	<前回資料3-1の19、20Pにより説明>
事務局	<前回資料3-2の10Pにより説明>
会 長	ただいまの説明を受けて、御質問等ございますか。
各委員	(意見等なし)
会 長	それでは、当該項目については、妥当と判断することといたします。 続いて、その他のリスク対策について、説明をお願いします。
市町村行政課	<前回資料3-1の21Pにより説明>
事務局	<前回資料3-2の11Pにより説明>
会 長	ただいまの説明を受けて、御質問等ございますか。 細目の71の監査について、外部監査を民間の外部監査事業者によるとありますが、 具体的にはどこが行うことになるのですか。
市町村行政課	監査法人に対して入札を行い、選定しております。
会 長	他に御質問等よろしいですか。
各委員	(意見等なし)
会 長	それでは、その他のリスク対策についても、妥当と判断してよろしいでしょうか。
各委員	(了承)
会 長	それでは引き続き、開示請求、問合せについて、併せて、評価実施手続について、説明をお願いします。
市町村行政課	<前回資料3-1の22、23Pにより説明>

事務局 <前回資料3-2の11Pにより説明>

会長 御質問等ございますか。

立石委員 ひとつだけ、感想です。今マスコミ等でも大きく取り上げられている内容ですのに、パブリックコメントで意見がなかったというのは不思議だなと。

会長 それでは、内容については皆様からの御意見をいただいたところですが、最後に、資料3-1の2ページの表紙について、実施機関から何か御説明ございますか。

市町村行政課 <前回資料3-1の2Pにより説明>

会長 今の説明について、御質問、御意見等ございますか。

各委員 (意見等なし)

会長 それでは、以上ですべての記載項目について点検を終了いたします。  
いくつかの意見を付した上で、概ね妥当という判断となりましたが、今後、知事に対する答申を行うに当たって、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明させていただきます。本日、評価書の記載について、概ね意見をまとめていただいたところで、事務局の方で、答申案を準備させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。  
本日お配りした答申案については、他の地方公共団体において既に出されている答申等を参考にいたしまして、本県での案を考えております。全体的なつくりといたしましては、前段で妥当であると判断した上で、意見を述べるという構成となっております。  
案においては、意見例として、他県で付されている意見や、前回までの審議を踏まえて想定される例を示しております。  
意見例について御説明させていただきます。まず一点目の、外部記録媒体による特定個人情報の移転についてですが、前回審議の内容を受けて、フラッシュメモリによる移転について想定される意見を記載しておりましたけれども、本日の実施機関からの説明を受け、特段の御意見は無かったものと思われまます。  
また、二点目の、特定個人情報ファイルの取扱いの委託及び再委託につきましても、実施機関の説明を受けて、特段の御意見は無かったところでございます。  
三点目の職員の意識向上については、本日の御審議の中で、予防的観点から、職員に対する周知が必要ではないかという御意見がございましたので、こちらについて御審議いただければと思います。  
こちらに記載していない項目として、本日の御審議の中で、特定個人情報の使用につきましても、アクセス権限を限定的に付した方がよいのではないかという御意見がございました。  
また、特定個人情報の提供・移転につきましても、関係法令だけではなく、内部規程についても、評価書に追記をしてはどうかという御意見がございました。  
以上、御意見について、また、全体的な構成について、御審議いただければと思います。

会長 事務局から説明がありましたけれども、御意見等ございますか。

各委員 (意見等なし)

会 長 では、答申案については、事務局の説明のとおりとし、具体的な答申文については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

会 長 では、答申文の詳細は、私と事務局で調整させていただきます。  
本日の審議はここまでとします。これで議事は終了となりますが、事務局から何かございますか。

事務局 今回の審議会が現委員の皆様の任期が4月となっており、本日が最後の審議会となりますので、御礼の挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、今期の審議会において、多数の貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。  
また、立石委員におかれましては、今期で3期6年の任期満了となり、退任の御予定でございます。これまで、数々の御意見をいただき心より感謝申し上げます。今後とも県政の様々な場において、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長 大変御苦労さまでした。  
それでは、本日の審議会は、これをもって終了します。